

※これまでの審議会の討論結果を踏まえ、

JR東海には要対策土は町外に持ち出すこと、盛土の安全性は認めて町チェック体制の確保を求めることを前提

【想定課題（可能性を列挙）】

○候補地A、Bに健全土を搬入しない場合

- ・本線トンネル工事の開始・進捗に影響が出る
- ・健全土68万m³の恒久受入れ先は町内に見つかっていない
※町外の候補地はないとのJR東海方針
- ・解決案の提示無しではリニアの早期開通の推進立場が疑われる
※沿線市では確保されている（下記参照）
- ・候補地に手を挙げた経緯や協議してきた経緯から信頼性を失う
- ・候補地AはJR東海に所有権があり法的な制限ができない
- ・搬出車両が相当数通行し住民の生活に影響が出る
- ・このエリアの保全活動にJR東海の協力が得られない
- ・町の関与が無くなり、JR東海の進め方に今後協議交渉できない

○候補地A、Bに健全土を搬入する場合

- ・湿地、希少種の一部に影響がでる

(参考) 近隣工区における健全土の搬出先と要対策土の一時保管施設や仮置き場の有無

※()はヤードからの直線距離、【】は運搬方式

	南垣外工区（瑞浪市）	大森工区（可児市）	大針工区（多治見市）
健全土	・民間事業（約0.7km） 【バルコン】 ・市埋め立て事業 （約1.1km）【ダンプ】	・民間事業（約0.4km） 【ダンプ】	・民間事業（約0.3km） 【バルコン】
要対策土	・一時保管施設 （ヤード内） ・仮置き場（約1.0km） 【ダンプ】	・一時保管施設 （ヤード内） ・仮置き場（約0.1km） 【ダンプ】	・一時保管施設 （ヤード内）